

今回の料額改定に係る電波利用料の料額

第103条の2第2項【広域専用電波の料額(1MHz[全国]当たり)】

広域専用電波の区分	改定後の料額	現行料額	代表的な無線局
下記の無線局以外のものに係る広域専用電波	95,148,900円	80,786,600円	携帯電話
別表第6の4の項又は5の項に掲げる無線局に係る広域専用電波	1,774,900円	1,479,100円	衛星携帯電話

第103条の2第5項【包括免許料の料額】

無線局の区分		改定後の料額	現行料額	代表的な無線局
第1号包括免許	下記以外の無線局	430円	360円	VSAT地球局
	広域専用電波を使用する無線局及び当該無線局を通信の相手方とする無線局	200円	250円	携帯電話端末
第2号包括免許		別表第6に定める金額	別表第6に定める金額	携帯電話基地局(フェムトセル)

第103条の2第5項、別表第8【包括登録料の料額】

無線局の区分		改定後の料額	現行料額	代表的な無線局	
下記以外の無線局(第103条の2第5項)		450円	380円	無線LAN	
移動しない無線局(別表第8)	3000MHz以下の周波数の電波を使用する無線局のうち使用する電波の周波数の幅が6MHzを超えるもの	設置場所が第1地域の区域内にあるもの	2,320円	2,750円	PHS基地局
		設置場所が第2地域の区域内にあるもの	1,380円	2,180円	
		設置場所が第3地域の区域内にあるもの	440円	1,720円	
		設置場所が第4地域の区域内にあるもの	260円	1,650円	
	上記以外のもの	1,380円	2,180円	無線LAN(基地局)	

別表第6【個別免許料の料額】

無線局の区分		改定後の料額	現行料額	代表的な無線局		
1 移動する無線局(3の項から5の項まで及び8の項に掲げる無線局を除く。2の項において同じ。)	3000MHz以下の周波数の電波を使用するもの	航空機若しくは船舶又はこれらの無線局が使用する電波の周波数と同一の周波数の電波のみを使用するもの	500円	400円	船舶局、航空機局	
		その他のもの	500円	400円	簡易無線	
		使用する電波の周波数の幅が6MHzを超え15MHz以下のもの	空中線電力が0.05W以下のもの	700円	600円	ラジオマイク
			空中線電力が0.05Wを超え0.5W以下のもの	8,900円	-	航空機内携帯電話システム
		使用する電波の周波数の幅が15MHzを超え30MHz以下のもの	空中線電力が0.05W以下のもの	966,800円	805,700円	FPU
			空中線電力が0.05Wを超え0.5W以下のもの	1,500円	1,300円	ラジオマイク
		使用する電波の周波数の幅が30MHzを超えるもの	空中線電力が0.05Wを超え0.5W以下のもの	8,900円	-	航空機内携帯電話システム
			空中線電力が0.5Wを超えるもの	2,803,200円	2,336,000円	FPU
		使用する電波の周波数の幅が30MHzを超えるもの	空中線電力が0.05W以下のもの	3,200円	2,700円	ラジオマイク
			空中線電力が0.05Wを超え0.5W以下のもの	8,900円	-	航空機内携帯電話システム
3000MHzを超え6000MHz以下の周波数の電波を使用するもの	使用する電波の周波数の幅が100MHz以下のもの	3,729,100円	3,107,600円	FPU		
	使用する電波の周波数の幅が100MHzを超えるもの	500円	400円	船舶レーダー		
6000MHzを超える周波数の電波を使用するもの		78,000円	65,000円	航空レーダー		
		500円	400円	レーダー		
2 移動しない無線局であつて、移動する無線局又は携帯して使用するための受信設備と通信を行うために陸上に開設するもの(6の項及び8の項に掲げる無線局を除く。)(注1)	3000MHz以下の周波数の電波を使用するもの	使用する電波の周波数の幅が6MHzを超えるものであつて、電波を放射しようとする場合において当該電波と周波数を同じくする電波を受信することにより一定の時間当該周波数の電波を放射しないことを確保する機能を有するもの	設置場所が第1地域の区域内にあるもの	37,800円	31,500円	PHS基地局
		設置場所が第2地域の区域内にあるもの	20,600円	17,200円		
		設置場所が第3地域の区域内にあるもの	6,900円	5,800円		
		設置場所が第4地域の区域内にあるもの	3,500円	3,900円		
		その他のもの	空中線電力が0.01W以下のもの	7,300円	6,100円	無線LAN(基地局)
		3000MHzを超え6000MHz以下の周波数の電波を使用するもの	空中線電力が0.01W以下のもの	8,900円	9,400円	ETC基地局
			空中線電力が0.01Wを超えるもの	7,300円	6,100円	
		6000MHzを超える周波数の電波を使用するもの		8,900円	9,400円	無線LAN(基地局)
				3,500円	3,900円	
		3 人工衛星局(8の項に掲げる無線局を除く。)	3000MHz以下の周波数の電波を使用するもの	使用する電波の周波数の幅が3MHz以下のもの	2,911,300円	2,789,300円
使用する電波の周波数の幅が3MHzを超えるもの	130,167,700円			124,352,600円		
3000MHzを超え6000MHz以下の周波数の電波を使用するもの	使用する電波の周波数の幅が3MHz以下のもの		132,200円	110,200円		
	使用する電波の周波数の幅が3MHzを超え200MHz以下のもの		32,278,800円	26,899,000円		
6000MHzを超える周波数の電波を使用するもの	使用する電波の周波数の幅が200MHzを超え500MHz以下のもの		97,425,900円	81,188,300円		
	使用する電波の周波数の幅が500MHzを超えるもの		218,839,800円	182,366,500円		
4 人工衛星局の中継により無線通信を行う無線局(5の項及び8の項に掲げる無線局を除く。)	6000MHz以下の周波数の電波を使用するもの	使用する電波の周波数の幅が3MHz以下のもの	設置場所が第1地域の区域内にあるもの	1,787,800円	1,489,900円	衛星地球局
			設置場所が第2地域の区域内にあるもの	895,000円	745,900円	
			設置場所が第3地域の区域内にあるもの	180,800円	150,700円	
			設置場所が第4地域の区域内にあるもの	61,800円	51,500円	
		使用する電波の周波数の幅が3MHzを超え50MHz以下のもの	設置場所が第1地域の区域内にあるもの	12,219,700円	10,183,100円	
			設置場所が第2地域の区域内にあるもの	6,111,000円	5,092,500円	
			設置場所が第3地域の区域内にあるもの	1,224,000円	1,020,000円	
			設置場所が第4地域の区域内にあるもの	409,500円	341,300円	
		使用する電波の周波数の幅が50MHzを超え100MHz以下のもの	設置場所が第1地域の区域内にあるもの	166,816,200円	139,013,500円	
			設置場所が第2地域の区域内にあるもの	83,409,200円	69,507,700円	
使用する電波の周波数の幅が100MHzを超えるもの	設置場所が第3地域の区域内にあるもの	16,683,700円	13,903,100円			
	設置場所が第4地域の区域内にあるもの	5,562,700円	4,635,600円			
	設置場所が第1地域の区域内にあるもの	395,744,600円	279,787,200円			
	設置場所が第2地域の区域内にあるもの	167,873,400円	139,894,500円			
6000MHzを超える周波数の電波を使用するもの	設置場所が第3地域の区域内にあるもの	33,576,600円	27,980,500円			
	設置場所が第4地域の区域内にあるもの	11,193,700円	9,328,100円			
		61,800円	51,500円			
5 自動車、船舶その他の移動するものに開設し、又は携帯して使用するために開設する無線局であつて、人工衛星局の中継により無線通信を行うもの(8の項に掲げる無線局を除く。)	6000MHz以下の周波数の電波を使用するもの	テレビジョン放送をするもの	1,500円	2,200円	船舶地球局、航空機地球局	
		空中線電力が0.02W未満のもの	空中線電力が0.02W以下2kW未満のもの	900円	6,100円	地上デジタルTV
			空中線電力が2kW以上10kW未満のもの(設置場所が特定地域以外の区域内にあるもの)	160,300円	202,300円	
			空中線電力が2kW以上10kW未満のもの(その他のもの)	69,936,300円	72,941,400円	
			空中線電力が10kW以上のもの	349,680,800円	364,685,600円	
		その他のもの	使用する電波の周波数の幅が100kHz以下のもの	49,200円	41,000円	中波・短波ラジオ局
			使用する電波の周波数の幅が100kHzを超えるもの	170,700円	142,300円	
		6000MHzを超える周波数の電波を使用するもの	使用する電波の周波数の幅が100kHz以下のもの	2,963,500円	2,469,600円	FMラジオ局
			使用する電波の周波数の幅が100kHzを超えるもの	49,200円	41,000円	
			使用する電波の周波数の幅が20Wを超え5kW以下のもの	170,700円	142,300円	
	使用する電波の周波数の幅が5kWを超えるもの	2,963,500円	2,469,600円	視聴聴対策用		
		900円	6,100円			
7 第5条第5項に規定する受信障害対策中継放送をする無線局及び多重放送をする無線局(3の項及び8の項に掲げる無線局を除く。)		200円	600円	受信障害対策中継放送局、多重放送局		
8 実験等無線局及びアマチュア無線局		300円	300円	実験等無線局、アマチュア無線局		
9 その他の無線局	3000MHz以下の周波数の電波を使用するもの	使用する電波の周波数の幅が3MHz以下のもの	31,800円	26,500円	電気通信業務用固定局	
		使用する電波の周波数の幅が3MHzを超えるもの	2,609,500円	2,174,600円		
		放送の業務の用に供するもの(多重放送の業務の用に供するものを除く。)	設置場所が第1地域の区域内にあるもの	1,309,600円		1,091,400円
			設置場所が第2地域の区域内にあるもの	269,600円		224,700円
	3000MHzを超え6000MHz以下の周波数の電波を使用するもの	使用する電波の周波数の幅が400kHz以下のもの	96,300円	80,300円	放送業務用マイクロ固定局	
		設置場所が第1地域の区域内にあるもの	246,600円	205,500円		
		設置場所が第2地域の区域内にあるもの	128,100円	106,800円		
		設置場所が第3地域の区域内にあるもの	33,300円	27,800円		
	使用する電波の周波数の幅が400kHzを超え3MHz以下のもの	設置場所が第4地域の区域内にあるもの	17,500円	14,600円		
		設置場所が第1地域の区域内にあるもの	720,300円	600,300円		
使用する電波の周波数の幅が3MHzを超えるもの	設置場所が第2地域の区域内にあるもの	365,000円	304,200円			
	設置場所が第3地域の区域内にあるもの	80,700円	67,300円			
使用する電波の周波数の幅が3MHzを超えるもの	設置場所が第4地域の区域内にあるもの	33,300円	27,800円	電気通信業務用マイクロ固定局		
	設置場所が第1地域の区域内にあるもの	10,670,100円	8,891,800円			
	設置場所が第2地域の区域内にあるもの	5,339,800円	4,449,900円			
	設置場所が第3地域の区域内にあるもの	1,075,600円	896,400円			
多重放送の業務の用に供するもの	設置場所が第4地域の区域内にあるもの	365,000円	304,200円			
	放送の業務の用に供するもの以外のもの	31,800円	26,500円	文字多重放送業務用固定局		
使用する電波の周波数の幅が3MHz以下のもの	使用する電波の周波数の幅が3MHzを超え30MHz以下のもの	31,800円	26,500円	電気通信業務用マイクロ固定局		
	使用する電波の周波数の幅が3MHzを超え30MHz以下のもの	2,609,500円	2,174,600円			
	設置場所が第1地域の区域内にあるもの	1,309,600円	1,091,400円			
	設置場所が第2地域の区域内にあるもの	269,600円	224,700円			
	設置場所が第3地域の区域内にあるもの	96,300円	80,300円			
	設置場所が第4地域の区域内にあるもの	84,766,000円	70,638,400円			
使用する電波の周波数の幅が30MHzを超え300MHz以下のもの	設置場所が第1地域の区域内にあるもの	42,387,800円	35,323,200円			
	設置場所が第2地域の区域内にあるもの	8,502,600円	7,085,500円			
使用する電波の周波数の幅が300MHzを超えるもの	設置場所が第3地域の区域内にあるもの	2,869,500円	2,391,300円			
	設置場所が第4地域の区域内にあるもの	209,560,900円	174,634,100円			
6000MHzを超える周波数の電波を使用するもの	設置場所が第1地域の区域内にあるもの	104,785,300円	87,321,100円			
	設置場所が第2地域の区域内にあるもの	20,982,100円	17,485,100円			
	設置場所が第3地域の区域内にあるもの	7,029,300円	5,857,800円			
		17,500円	14,600円	マイクロ固定局		
備考第9号 広域専用電波を使用するもの	1の項	200円	300円	携帯電話端末		
	2の項	200円	3,000円	携帯電話基地局		
	4の項	200円	1,900円	地球局		
	5の項	200円	1,300円	衛星携帯電話端末		
	6の項(注3)	200円	5,400円	マルチメディア放送局		

(注1) 放送法等の一部を改正する法律(平成22年法律第65号)の施行後のもの。
 (注2) 同上。
 (注3) 第1条改正により新設。